

一般国道371号改築工事（和歌山県橋本市市脇四丁目地内から同県同市清水字石井地内まで）並びにこれに伴う一般国道370号改築工事及び市道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事に関する事業認定理由

平成15年12月11日に和歌山県より申請のあった一般国道371号改築工事（和歌山県橋本市市脇四丁目地内から同県同市清水字石井地内まで）並びにこれに伴う一般国道370号改築工事及び市道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事（以下「本件事業」という。）に関する事業の認定をした理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業のうち、一般国道371号改築工事（以下「本体工事」という。）及び一般国道370号改築工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する工事であり、また、市道付替工事は同条第4号に掲げる市町村道に関する工事であり、ともに土地収用法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、附帯工事は、本体工事及び一般国道370号改築工事の一部である擁壁設置工事に必要な床堀工事及び市道付替工事に必要な迂回道路設置工事であり、本体工事並びに一般国道370号改築工事及び市道付替工事（以下「関連工事」という。）に欠くことができないものであることから、土地収用法第3条第35号に掲げる施設に関する事業に該当する。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、一般国道371号（以下「本路線」という。）における和歌山県橋本市市脇一丁目地内から同県同市清水字石井地内までの延長約740mの区間（以下「本件区間」という。）に係る改築事業であるところ、本路線は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号。以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、本件事業は、改正法附則第3項の規定に基づく一般国道の改築工事であると認められる。

また、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないこと及び本件区間は和歌山県内に存することから、和歌山県が道路法第13条第1項の規定により管理を行うこととなり、和歌山県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

(1) 申請事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、本件区間に係る安全かつ円滑な交通の確保を目的として、道路構造令

(昭和45年政令第320号)第3種第2級の規格に基づきバイパス方式により2車線の道路を建設する改築事業である。

本路線は、大阪府河内長野市を起点とし、和歌山県西牟婁郡串本町に至る主要幹線道路であるとともに、本件区間の存する和歌山県橋本市においては、京都市と和歌山市を結ぶ一般国道24号と奈良県都祁村と海南市を結ぶ一般国道370号とも連結しており、周辺地域の産業・経済の発展及び沿道住民の生活に欠くことのできない重要な道路である。

しかしながら、本件区間に係る現道は、橋本市市脇一丁目地内の本路線と一般国道24号との接続点(以下「本件交差点」という。)から一級河川紀の川対岸に向かっては、同河川の右岸側と左岸側を直結する橋梁がなく、本件交差点から一般国道24号を重用して東方向に迂回した後、一般国道370号を重用して橋本橋にて同河川を渡河することを余儀なくされており、同区間は地域内交通と通過交通が輻輳し、二車線道路でもあるため、慢性的な交通渋滞が発生している状況にある。

平成11年度道路交通センサスによると、一般国道24号との重用区間に係る調査地点の交通量は22,626台/日、混雑度は1.87に達している。

本件事業は、本件交差点から一般国道370号の間を一級河川紀の川の対岸へ直結する橋梁を含めた2車線のバイパスを建設するとともに、自転車歩行者道を整備することから、車両交通の分散化により渋滞の解消に寄与し、車両及び歩行者等の安全かつ円滑な交通が確保され、歩行者等の橋本市の中心市街地へのアクセス性も向上すると認められる。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

なお、本件事業は、平成元年4月21日に都市計画決定された事業(最終都市計画変更平成14年4月5日)であり、事業計画の内容は当該都市計画と整合しているものである。

## (2) 申請事業の施行により失われる利益について

本件事業は、車線数が2車線の一般国道の改築事業であり、本件区間の延長が740mであることから、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び和歌山県環境影響評価条例(平成12年和歌山県条例第10号)による環境影響評価の対象事業に該当しないが、起業者独自による環境影響予測評価からは、騒音予測評価、大気質予測評価とともに、環境基準内の結果となっている。

また、本件区間には、「保全上重要な和歌山の自然—和歌山県レッドデータブック」(平成13年)による絶滅危惧種等は特に認められないこと等から勘案して、自然環境に与える影響は小さいと考えられる。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

## (3) 比較衡量

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

##### (1) 申請事業を早期に施行する必要性

重用区間においては、これまで述べてきたように、慢性的な交通渋滞が発生していることを踏まえると、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、車道・歩道の幅員を含め、道路構造令等の規格に基づく必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、本体工事及び関連工事により恒久的に設置される施設の範囲に限られており、使用の範囲も附帯工事として一時的に必要な床掘工事及び迂回道路設置工事の範囲に限られていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

##### (3) 収用し又は使用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本件事業は、土地を収用し又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

1から4までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。